

勤務条件・福利厚生

(令和6年4月1日現在)

1. 初任給

区分		栄町	千葉県
一般行政職	上級	202,400円	202,400円
	初級	170,900円	170,900円

2. 期末・勤勉手当（ボーナス）

期末・勤勉手当として給料、扶養手当、地域手当の合計額（1ヶ月分）をベースに、夏（6月）、冬（12月）それぞれ2.25月の合計4.5月分が支給されます。

※初年度の6月は異なる金額となります。

3. 諸手当

種類	区分	支給額
扶養手当	配偶者	6,500円
	子供	1人につき10,000円 (16歳から22歳までの子1人につき、5,000円の加算)
	父母等	1人6,500円
地域手当		(給料+扶養手当)の4.2%
住居手当	賃貸住宅	限度額：28,000円
通勤手当	鉄道	定期代
	自動車	片道2km以上で、距離に応じて支給

※その他、勤務実態に応じ、時間外勤務手当、特殊勤務手当などが支給されます。

4. 勤務時間

勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分（休憩時間を除く）までとなっています。

消防署勤務の職員は、午前8時30分から翌日の午前8時30分までの隔日勤務となっています。

5. 休日・休暇

休日は、土・日曜日、祝日、年末年始です。ただし、配置先が消防署の場合は、隔日勤務となります。休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇などがあり、年次有給休暇は毎年4月1日に20日付与されます。

6. 健康管理

毎年、職員に対して定期健康診断及びその結果に基づく保健指導、ストレスチェックを実施しています。また、希望者に対しては、健康相談などを実施しています。

勤務条件・福利厚生

(令和6年4月1日現在)

7. 福利厚生制度

千葉県市町村職員共済組合の各種給付や事業を中心に職員の生活をサポートし、また、健康管理や体力づくりを積極的に促し、心身ともに充実した社会人生活を過ごせるように支援しております。

【千葉県市町村職員共済組合とは】

千葉県市町村職員共済組合は職員及び職員に扶養されている家族の方に病気、ケガ、出産等があった場合、また、退職後の職員の生活を保障するために、適切な給付援助を行う相互救済制度です。さらに、必要に応じて貸付事業（住宅を建てる・結婚する等の理由）や貯金事業及び疾病予防事業を行い、職員の福祉の増進を図っています。

詳しくは、[共済組合ホームページ](#)をご覧ください。